

株式会社 KADOKAWA

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社KADOKAWA
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
- (3) 資 本 金：292億1,000万円
- (4) 従業員数：1,458名
(2018年3月・正社員のみ)
- (5) 事業内容：出版，映像・ゲーム 他
- (6) グループ経営理念

1) 「不易流行」

私たちは、松尾芭蕉が説いた俳諧の理念「不易流行」のもと、コンテンツの創出、モノづくりこそがKADOKAWAの基本であるという創業以来の「出版の精神」を忘れることなく、時代の流行を追い求め、進化のための変化を恐れず挑戦し続けることをグループ全体の経営理念としています。

2) 「新しい物語をつくろう。」

当社は、2013年に商号を株式会社KADOKAWAに変更し、グループ子会社9社を吸収合併しました。そして、ワンカンパニーとなった新生KADOKAWAの理念を表すキャッチフレーズ「新しい物語をつくろう。」を策定しました。この言葉には、常に既存の型や枠組みをこわし、時代を先取りし、チャレンジャーであり続ける、そんな当社の熱い精神がこめられています。

(7) グループ

当社は、あらゆるコンテンツの価値を高めるプラットフォームとして、世界に類のない企業体への飛躍を目指す、カドカワグループの中核を担っています。そして、デジタル戦略子会社の株式会社ブックウォーカーをはじめ、国内

外の多数の子会社とともに、コンテンツとプラットフォームの双方において、リアルとデジタルの良さを活かしたビジネスモデルの構築に挑戦しています。

(8) コーポレートロゴ

新しい物語をつくろう。



現在のコーポレートロゴは、2013年のワンカンパニー化に伴い、新しく策定されたものです。「優れたコンテンツを生み出し発信する、母体としてのスケール感と安定感」、「グローバルに通用する普遍性」の2点をデザインコンセプトに掲げ、最も普遍的で世界中で愛される「Helvetica」という書体をベースに、何と組み合わせても取まりの良い使いやすさと、視認性の高さを実現しました。また、「K」に隙間を作り、角を出すことで革新性も表現しています。新ロゴのメインカラーであるKADOKAWAブルーは、信頼感や知的なイメージに加え、堅くなり過ぎないKADOKAWAらしい遊び心も表しています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

当社の知財法務部は経営企画局に属しており、グループの中核会社における戦略部門として、全社の法務業務及び知的財産業務を担っています。

(2) 構成及び人員

知財法務部は、法務課、知的財産課、海賊版・模倣品対策課の3課体制をとっており、部長以下、全14名で構成されています。知的財産課は、

課長以下4名の担当者で、主に商標を中心とした産業財産権に関し、権利化と権利の維持・保護、商標（ブランド）ライセンス等の業務を担当しています。また、コーポレートブランドのマネジメントも同課が行っています。著作権に関わる業務は、法務課が担当しています。

(3) 沿革

2013年の合併の際、事業部門であるIP事業統括本部の中に、今の知財法務部の前身となる知財法務本部が設置されました。そして、その後の組織再編により知財法務部門が戦略部門として位置づけられ、2016年4月からは、経営企画局知財法務部として活動しています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知財活動の方針

年間約5,000点以上の新刊が刊行されている出版から創出される新規IPを中核に、幅広い事業を営み、その価値を最大化するメディアミックス展開、クロスメディア展開を行っている当社において、コンテンツはそれを生み出す人材とともに、最も重要な経営資源のひとつです。そのため当社では、自社のブランド、サービスのみならず、著作権者から許諾を得て出版する個々の作品にかかる知的財産権の保護についても常に意識しながら知財活動を行っています。

(2) 商標戦略

当社では、自社のブランド名称、サービス名称はもちろんのこと、書籍やアニメの作品タイトルについても、ゲーム化、商品化等の展開が予定されるものに関しては、著者の承諾のもと積極的に権利化を図っています。自社ブランドについては、例えば、地域情報誌「東京ウォーカー」をはじめ、Webサービスや他社とのタイアップ冊子の名称として多数の「〇〇ウォーカー」を展開している当社では、これを知財戦略上の重要ブランドのひとつと位置付け、商標登録出願を行うだけでなく、誤認混同を生じる可

能性のある他者の商標に関してもひとつひとつ対処し、「ウォーカー」関連商標の保護とブランド認知の維持、向上に努めています。

また、中国冒認出願商標への対策として、自社商標の中国での権利化を推進するとともに、先行する冒認商標に対しては、商標審査段階での情報提供、異議申立や無効宣告請求を行うなどして、排除に向けた取り組みを行っています。

(3) 海賊版・模倣品対策

当社では、知財法務部内に海賊版・模倣品対策の専門部署を配し、違法にアップロードされた出版コンテンツや動画コンテンツの随時監視と削除対応、模倣者に対する刑事告訴などの対策活動を行っています。また、近年横行する海賊版サイトの撲滅に向けて、出版社横断で「STOP! 海賊版」キャンペーンを展開するなど、消費者・ユーザーに向けた啓蒙活動にも積極的に取り組んでいます。

4. 今後の課題と計画

当社は、2020年に開業予定の「ところざわサクラタウン」にて展開される新規事業への参入、そしてグローバル展開をますます加速させており、知的財産課では、新規で使用する施設やサービスにかかる名称等の権利化とともに、事業分野・規模の拡大に伴うコーポレートロゴに関する権利拡充が急務となっています。

また、合併から5年が経過し、新しいコーポレートロゴが消費者に一定程度浸透してきた一方で、コーポレートブランディングに関する新たな課題も見えてまいりました。ひとつは、海外市場における認知向上、もうひとつは、当社の事業ブランドとの相乗効果を引き出す新たなコーポレートブランディング施策の実施です。

知財法務部は、これらの課題に積極的に取り組み、「KADOKAWA」ブランドの価値向上、ひいては企業価値の向上に努めてまいります。

(原稿受領日 2018年11月1日)